

※令和元年中に転職等された方、令和2年1月1日以降に就職等された方は、所得について所得税法改正の影響を受けますので、以下の早見表で入居資格の確認をお願いします。

●申し込まれるご本人（名義人）の年齢が50歳未満の場合

	2人家族	3人家族	4人家族	5人家族	6人家族
給与所得者	2,912,000円以上 8,248,902円以下	3,452,000円以上 8,654,011円以下	3,948,000円以上 9,034,011円以下	4,420,000円以上 9,414,011円以下	4,896,000円以上 9,794,011円以下
事業所得者 （その他の所有者）	1,856,000円以上 6,224,000円以下	2,236,000円以上 6,604,000円以下	2,616,000円以上 6,984,000円以下	2,996,000円以上 7,364,000円以下	3,376,000円以上 7,744,000円以下

●上記以外の場合

	2人家族	3人家族	4人家族	5人家族	6人家族
給与所得者	3,512,000円以上 8,248,902円以下	3,996,000円以上 8,654,011円以下	4,472,000円以上 9,034,011円以下	4,948,000円以上 9,414,011円以下	5,420,000円以上 9,794,011円以下
事業所得者 （その他の所有者）	2,276,000円以上 6,224,000円以下	2,656,000円以上 6,604,000円以下	3,036,000円以上 6,984,000円以下	3,416,000円以上 7,364,000円以下	3,796,000円以上 7,744,000円以下
年金所得者	3,534,667円以上 8,188,433円以下	4,041,334円以上 8,588,433円以下	4,495,295円以上 8,988,433円以下	4,942,353円以上 9,388,433円以下	5,389,412円以上 9,788,433円以下

㊤ 本人の年間収入金額	
大阪太郎	3,900,000

㊤ 長女の年間収入金額	
大阪はるか	1,380,000

年間総収入金額	年間給与所得金額
551,000円未満	年間所得 = 0
551,000円以上 1,619,000円未満	年間総収入金額 - 550,000円 = 年間給与所得 ㊤
1,619,000円以上 1,620,000円未満	年間給与所得 = 1,069,000円
1,620,000円以上 1,622,000円未満	年間給与所得 = 1,070,000円
1,622,000円以上 1,624,000円未満	年間給与所得 = 1,072,000円
1,624,000円以上 1,628,000円未満	年間給与所得 = 1,074,000円
1,628,000円以上 1,800,000円未満	年間総収入金額を4000で割り、その答えに1円未満を切捨てた後4000を掛け戻し、出た額を右のAにあてはめてください
1,800,000円以上 3,600,000円未満	
3,600,000円以上 6,600,000円未満	$A \times 0.6 + 100,000 = \text{年間給与所得}$ $A \times 0.7 - 80,000 = \text{年間給与所得}$ $A \times 0.8 - 440,000 = \text{年間給与所得}$ ㊤
6,600,000円以上 8,500,000円未満	年間総収入金額 $\times 0.9 - 1,100,000 = \text{年間給与所得}$
8,500,000円以上	年間総収入金額 - 1,950,000 = 年間給与所得

㊤ 本人の年間所得金額
$3,900,000 \div 4,000 = 975.0$ 円 (1円未満切捨て)
$975 \times 4,000 \times 0.8 - 440,000 = 2,680,000$ 円

㊤ 長女の年間所得金額
$1,380,000 - 550,000 = 830,000$ 円

令和2年の公営住宅の所得計算の特例により  
-100,000円

令和2年の公営住宅の所得計算の特例により  
-100,000円

それぞれの所得金額を合計します。

年間所得金額
3,310,000円

※令和元年中に転職等された方、令和2年1月1日以降に就職等された方は、所得について所得税法改正の影響を受けますのでこの表の計算式を用いて計算してください。

令和元年度  
「大阪府特定公共賃貸住宅あき家特別募集入居申込みのご案内」  
P7 図差し替え

年金所得者・その他の所得者の場合は計算方法が異なります。

※令和元年中に転職等された方、令和2年1月1日以降に就職等された方は、所得について所得税法改正の影響を受けますのでこの表の計算式を用いて計算してください。

収入金額によって計算方法が異なります。

年間総収入金額	年間給与所得金額	
551,000円未満	年間給与所得金額 = 0	
551,000円以上 1,619,000円未満	年間総収入金額 - 550,000円 = 年間給与所得金額	
1,619,000円以上 1,620,000円未満	年間給与所得金額 = 1,069,000円	
1,620,000円以上 1,622,000円未満	年間給与所得金額 = 1,070,000円	
1,622,000円以上 1,624,000円未満	年間給与所得金額 = 1,072,000円	
1,624,000円以上 1,628,000円未満	年間給与所得金額 = 1,074,000円	
1,628,000円以上 1,800,000円未満	年間総収入金額を4000で割り、その答えに1円未満を切捨てた後4000を掛け戻し、出た額を右のAにあてはめてください	
1,800,000円以上 3,600,000円未満		$A \times 0.6 + 100,000$ = 年間給与所得金額
3,600,000円以上 6,600,000円未満		$A \times 0.7 - 80,000$ = 年間給与所得金額
6,600,000円以上 8,500,000円未満	$A \times 0.8 - 440,000$ = 年間給与所得金額	
8,500,000円以上	年間総収入金額 $\times 0.9 - 1,100,000$ = 年間給与所得	
	年間総収入金額 - 1,950,000 = 年間給与所得	

令和2年の公営住宅の所得計算の特例により  
-100,000円

A

年間給与所得金額

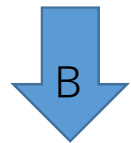
円

年齢と収入金額によって計算方法が異なります。

※令和2年1月1日以降に初めて年金所得を得た方は、所得について所得税法改正の影響を受けますのでこの表の計算式を用いて計算してください。

受給者の年齢	年間総収入金額	年間年金所得金額
65歳以上	1,100,000円以下	年間所得 = 0
	1,100,001円以上 3,300,000円未満	年間総収入金額 - 1,100,000円 = 年間年金所得金額
	3,300,000円以上 4,100,000円未満	年間総収入金額 × 0.75 - 275,000円 = 年間年金所得金額
	4,100,000円以上 7,700,000円未満	年間総収入金額 × 0.85 - 685,000円 = 年間年金所得金額
	7,700,000円以上 10,000,000円未満	年間総収入金額 × 0.95 - 1,455,000円 = 年間年金所得金額
	10,000,000円以上	年間総収入金額 - 1,955,000円 = 年間年金所得金額
64歳以下	600,000円以下	年間所得 = 0
	600,001円以上 1,300,000円未満	年間総収入金額 - 600,000円 = 年間年金所得金額
	1,300,000円以上 4,100,000円未満	年間総収入金額 × 0.75 - 275,000円 = 年間年金所得金額
	4,100,000円以上 7,700,000円未満	年間総収入金額 × 0.85 - 685,000円 = 年間年金所得金額
	7,700,000円以上 10,000,000円未満	年間総収入金額 × 0.95 - 1,455,000円 = 年間年金所得金額
	10,000,000円以上	年間総収入金額 - 1,955,000円 = 年間年金所得金額

令和2年の公営住宅の所得計算の特例により  
-100,000円



年間年金所得金額

円